

## ●岐阜市の融資制度

### 基本融資条件

- 市内における中小企業者等で、市内に1年以上事業所（事業の拠点となる本店、支店又は事務所をいう）を有し、かつ、1年以上事業を継続して営んでいること（創業者支援資金の一部、中心市街地活性化資金の一部及び事業所建設等促進資金の一部を除く）
- 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること

資金名	融資対象者	限度額	期間
一般事業資金	中小企業振興資金 (基本融資条件に該当する方)	4,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	小口零細企業資金 次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者を対象とする ただし、特定非営利活動法人については、医業を主たる事業とするものに限る (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人）以下の個人及び会社（ただし、(2)に掲げるものを除く） (2) 従業員の数が、その業種ごとに政令で定める数以下の個人及び会社 (3) 事業協同小組合 (4) 従事する組合員の数が20人以下の企業組合 (5) 従業員の数が20人以下の協業組合 (6) 従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（ただし、(1)～(5)を除く）	2,000万円 (物件融資を含めた保証付融資残高が2,000万円まで)	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内 (一括返済は1年以内)
	短期資金 (基本融資条件に該当する方)	5,000万円	運転資金 1年以内
	短ぎふしアシスト 基本融資条件に該当する方で、次のいずれにも該当する方 1 2期以上確定申告を行っている方 2 取扱金融機関とのうち取引が1年以上ある方 3 直近決算で債務超過でない方 4 条件変更等による返済緩和がなされていない方	5,000万円	運転資金 1年以内
新産業振興資金	【一般枠】 次のいずれかに該当する方（特定非営利活動法人を除く） ただし、岐阜市内で事業開始後1年を超える方については、基本融資条件に該当する方 1 事業を営んでいない個人で、認定特定創業支援等事業による支援を受けて6か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が6か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有する方 2 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有する方 3 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方 4 事業を営んでいなかった個人、又は、その個人によって設立された会社で、事業開始後5年を経過していない方 5 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 6 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方で新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、創業者とみなされる方 7 廃業後5年以内の方で、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす方 (1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が2か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有する方 (2) 事業開始後5年を経過していない方	3,500万円 <sup>(※)</sup>	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内 (スタートアップ認定枠の場合10年以内)
	【女性・若者応援枠】 【一般枠】の1から7のいずれかを満たす方で、女性又は35歳未満の方	1,000万円 <sup>(※)</sup>	
	【経営者保証不要枠】 次のいずれかに該当する方（特定非営利活動法人を除く） ただし、岐阜市内で事業開始後1年を超える方については、基本融資条件に該当する方 なお、保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること 1 事業を営んでいない個人で、2か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行うとする方は、6か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方 2 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方 3 事業を営んでいない個人により設立された会社で、その設立の日以後5年を経過していない方 4 中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 5 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方で新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、創業者とみなされる方	3,500万円 <sup>(※)</sup>	
	【スタートアップ認定枠】 【経営者保証不要枠】の2から5のいずれかを満たす方で、岐阜市スタートアップ認定制度の認定を受けた方 (※) 創業者支援資金を併用する場合は、4枠の合計で3,500万円を限度とする	3,500万円 <sup>(※)</sup>	

- 市税を完納していること（創業者支援資金の一部、中心市街地活性化資金の一部及び事業所建設等促進資金の一部を除く）
- 資金の返済が確実と認められること

※中小企業信用保険法第3条の2第1項の経済産業省令で定める要件を満たす法人の場合、信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択可能

融 資 条 件							申込受付場所
返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
元金均等返済	1年以内	年 2.50%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通銀行 (みずほ銀行を除く)</li> <li>・信用金庫</li> <li>・信用組合</li> <li>・商工中金</li> <li>・ぎふ農協</li> <li>・岐阜県信用農業協同組合連合会の本店</li> <li>・岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)</li> </ul>
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.80%	原則として不要	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.50%～2.20%	0.50%～1.70%	
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 2.20%	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	金融機関 所定利率 (ただし、 年3.70% 以下の固定 に限る)	必要に応じて求める	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%～1.90%	0.10%～0.50%	
元金均等返済	1年以内	年 1.80%	不要	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	
		年1.70%					
	1年以内	年 1.80%	不要	【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.65%～2.10%	0.45%～1.90% (スタートアップ認定枠の場合0.65%～2.10%)	

資金名	融 資 対 象 者	限 度 額	期 間	
			設 備 資 金	運 転 資 金
促 進 資 金 X	次のいずれかに該当する方 1 サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金の交付申請を令和4年度以降に行った方 2 岐阜市中小企業等DX推進補助金の交付決定を受けた方	1,000万円	10年以内	7年以内 (一括返済は1年以内)
活 性 化 街 地 資 金	岐阜市中心市街地活性化基本計画の計画区域内において、事業を行う又は行おうとする方	2,500万円	15年以内	(ただし、融資額の30%上限の運転資金との併用も可)
み ら い 戦 略 資 金	次のいずれかに該当する方 1 「ジャパンSDGsアワード」又は国の各府省庁等が主催するSDGs関連表彰制度において、表彰された方 2 外務省ODAホームページ上、本資金申請予定者のSDGs関連ページに掲載された方 3 「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」に登録された方	3,000万円	10年以内	7年以内
雇 用 促 進 資 金	適切な計画の下に事業拡大等を図り、融資実行日より1年以内に新たに雇用保険被保険者を1人以上雇用する方	3,000万円	10年以内	7年以内
事 業 所 建 設 等 促 進 資 金	次のいずれかに該当する方 1 適切な計画の下に事業所の市内適地への移転もしくは建設又は現在事業地での事業所の建替・増改築を行おうとする方 2 次のいずれにも該当する方 (1)本市の工場適地に新規立地しようとする市外企業で、製造業又は市長が特に認める事業を営む法人 (2)新規立地に伴い雇用効果、下請波及効果等の経済効果が相当程度見込まれること	1億5,000万円	15年以内	
新 産 業 振 興 資 金	(1)【経営承継枠】 <対象者：中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による認定」を受けた中小企業者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金	2億8,000万円	15年以内	10年以内
	(2)【特定経営承継枠】 <対象者：中小企業である会社の代表者(代表者に就任後であること)> 経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号の規定による認定」を受けた中小企業者の代表者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金		15年以内 (株式取得資金を含む)	
	(3)【経営承継準備枠】 <対象者：中小企業者(会社又は個人事業主)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号又は同項第2号ロの規定による認定」を受けた中小企業者(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金		10年以内	1年以内 (一括返済は1年以内)
	(4)【特定経営承継準備枠】 <対象者：事業を営んでいない個人(代表者に就任前であること)(※3)> 経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による認定」を受けた事業を営んでいない個人(※1) <資金使途> ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金		15年以内 (株式取得資金を含む)	10年以内
(※1)経営承継円滑化法の認定：(1)枠及び(2)枠は、中小企業庁の関連サイトにある「様式 第6」で、(3)枠及び(4)枠は、「様式 第6の2」で申請する				

融 資 条 件							申 込 受 付 場 所
返済方法	据置期間	利 率	担 保	連 帯 保 証 人	信 用 保 証 料	保 証 料 補 填	
元金均等返済又は一括返済	1年以内	年 1.70%	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合があるただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%	・普通銀行 (みずほ銀行を除く) ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会の本店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
元金均等返済	2年以内	年 1.70% (ただし、期間10年超の場合は2.20%)	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合があるただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%	0.45%~1.90% ただし、中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特約が成立する方については、0.80%とする	
元金均等返済	1年以内	年 2.00%	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合があるただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%	
元金均等返済	1年以内	年 1.90%	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合があるただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%	0.35%~1.20%	
元金均等返済	1年以内	年 2.00%	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合があるただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90%	0.35%~1.20%	・普通銀行 (みずほ銀行を除く) ・信用金庫 ・信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会の本店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)  (2)枠については、上記を満たした上で、主たる取引関係を有する金融機関(※)を経由して申し込む  (※原則として、申込者の既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関)
元金均等返済	なし	年 1.90% (ただし、期間10年超の場合は2.30%)	必要に応じて求める	【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合があるただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	0.45%~1.90% (※2)	0.45%~0.50%	
元金均等返済又は一括返済	1年以内			【個人】原則として不要 【法人】必要となる場合があるただし、法人代表者及び事業承継する他会社(法人保証)以外の連帯保証人は不要			
元金均等返済(証書貸付に限る)				必要となる場合があるただし、事業承継する会社(法人保証)以外の連帯保証人は不要	1.15%	0.45%	
(※2)保証料率：(2)枠で会社の代表者が別に個人事業を営んでいない場合は料率区分5とみなす (※3)事業を営んでいない個人：(4)枠は別に個人事業を営んでいる方や別の会社(関連会社を含む)の代表権ある役員になっている方は対象外							

資金名	融資対象者	限度額	期間						
新産業振興資金	<p>ぎふし事業承継特別資金</p> <p>1 次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者とする ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証承諾日(ただし、融資実行されたものに限り)から3年以内に融資申込みを行うものに限る (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前日の決算によるものとし、④については、原則申込時に満たしていること ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと (注) EBITDA有利子負債倍率=(借入金÷社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費) 2 この制度の対象資金は、事業資金であって、次に掲げるものとする (1)上記1(1)に該当する中小企業者にあつては、保証人(個人に限る。以下この項において同じ)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの (2)上記1(2)に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金</p>	2億8,000万円	<p>設備資金 運転資金 10年以内 (一括返済は1年以内)</p>						
経営環境変動対策資金	<p>【経営支援枠】 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 最近3か月間の売上高が前年同期の売上高と比較して、5%以上減少していること 2 直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困窮していること 3 感染症法における「指定感染症」又は市長が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近1か月間の売上高が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2か月間を含めた3か月間の平均も前年同期比で3%以上減少することが見込まれること</p> <p>【セーフティネット支援枠】 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1 中小企業信用保険法第2条第5項に定める認定を受けていること 2 中小企業信用保険法第3条に規定する普通保険又は同法第3条の2に規定する無担保保険の保険関係であつて災害関係特例が成立する方 3 中小企業信用保険法第3条の3に規定する特別小口保険の保険関係であつて災害関係特例が成立する方</p> <p>【原油・原材料高騰等対策枠】 原油・原材料価格の高騰や為替変動などの影響を受け、次の条件のいずれかに該当する方 1 最近3か月間の売上高又は売上総利益若しくは営業利益の月平均額が、前年同期又は前期決算の月平均額と比較して5%以上減少していること 2 最近1か月間の売上高又は売上総利益若しくは営業利益が前年同期又は前期決算の月平均額と比較して5%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高又は売上総利益若しくは営業利益の月平均額が、前年同期又は前期決算の月平均額と比較して5%以上減少することが見込まれること</p> <p>【米関税対策枠】 米関税措置の影響を受け、最近1か月間の売上高又は売上総利益若しくは営業利益が、前年、2年前、3年前のいずれかの年の同月と比較して5%以上減少している方</p>	1億円	<p>設備資金 10年以内 運転資金 7年以内</p>						
				2億8,000万円	<p>設備資金 10年以内 運転資金 7年以内</p>				
						2億8,000万円	<p>設備資金 10年以内 運転資金 10年以内</p>		
								2億8,000万円	<p>設備資金 10年以内 運転資金 10年以内</p>
2億8,000万円	<p>設備資金 10年以内 運転資金 10年以内 (一括返済は1年以内)</p>								
		2億8,000万円	<p>設備資金 15年以内 運転資金 15年以内 (一括返済は1年以内)</p>						
				2億8,000万円	<p>設備資金 15年以内 運転資金 15年以内 (一括返済は1年以内)</p>				
						2億8,000万円	<p>設備資金 15年以内 運転資金 15年以内 (一括返済は1年以内)</p>		
								2億8,000万円	<p>設備資金 15年以内 運転資金 15年以内 (一括返済は1年以内)</p>

融 資 条 件							申込受付場所
返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 1.90%	必要に応じて求める	不要	<p>専門家(※)の 確認無し 0.45%~1.90%</p> <p>専門家(※)の 確認あり 0.20%~1.15%</p>	<p>専門家(※)の 確認無し 0.45%~0.50%</p> <p>専門家(※)の 確認あり 0.20%~0.50%</p>	<p>(※) 専門家：中小企業活性化協議会及び 事業承継・引継ぎ支援センター</p>
元金均等返済	1年以内	年 2.10%	必要に応じて求める	<p>【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証 人は原則不要</p>	<p>0.90% (中小企業信用保険法第2条 第5項第1号~第4号及び第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条 第5項第5号、第7号及び第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に 定める普通保険又は中小企業 信用保険法第3条の2に定める 無担保保険の保険関係であつて 災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の3 に定める特別小口保険の保険 関係であつて災害関係特例)</p>	<p>0.40% (中小企業信用保険法第2条 第5項第1号~第4号及び第6号) 0.28% (中小企業信用保険法第2条 第5項第5号、第7号及び第8号) 0.30% (中小企業信用保険法第3条に 定める普通保険又は中小企業 信用保険法第3条の2に定める 無担保保険の保険関係であつて 災害関係特例) 0.25% (中小企業信用保険法第3条の3 に定める特別小口保険の保険 関係であつて災害関係特例)</p>	<p>・ 普通銀行 (みずほ銀行を除く) ・ 信用金庫 ・ 信用組合 ・ 商工中金 ・ ぎふ農協 ・ 岐阜県信用農業 協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証 協会約定書締結 金融機関に限る)</p>
元金均等返済 又は 一括返済	1年以内	年 2.20%	必要に応じて求める	<p>【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証 人は原則不要</p>	<p>0.45%~1.75% ただし、中小企業信用保険法 第2条第5項第5号に定める 認定を受けている方について は、0.68%とする</p>	<p>0.00%~0.69% ただし、中小企業信用保険法 第2条第5項第5号に定める 認定を受けている方について は、0.28%とする</p>	
元金均等返済 又は 一括返済	3年以内	金融機関 所定利率	必要に応じて求める	<p>【個人】 原則として不要 【法人】 必要となる場合がある ただし、法人代表者 以外の連帯保証 人は原則不要</p>	<p>1.00% 責任共有制度対象外の場合</p> <p>0.80% 責任共有制度対象の場合</p>	<p>0.70% 責任共有制度対象の場合</p> <p>0.50% 責任共有制度対象の場合</p>	

